

## 函館市公式観光情報サイト運営業務プロポーザル募集要項

### 1 業務名

函館市公式観光情報サイト運営業務

### 2 本要項の目的

本要項は、函館市公式観光情報サイト運営業務の最も適した委託先を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 3 業務内容

「函館市公式観光情報サイト運営業務仕様書」（別紙1）による。

### 4 委託期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで

### 5 委託料の上限額

15,100千円（消費税等諸費用含む。）

### 6 プロポーザルの名称

函館市公式観光情報サイト運営業務プロポーザル

### 7 実施主体

函館市（以下「市」という。）

### 8 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

## 9 契約候補者等の選定

プロポーザルの実施にあたり、市は「函館市公式観光情報サイト運営業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において契約候補者および次点者（以下「契約候補者等」という。）を選定する。

## 10 プロポーザルの性格

本プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通じて評価するものであることから、審査委員会において選定された契約候補者等の提案内容については、契約締結に向けた協議の中で変更を求める場合がある。（提案金額の範囲内での変更に限る。）

## 11 事務局

函館市観光部観光誘致課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138（21）3323（直通）

メール [hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp)

## 12 プロポーザルの日程

プロポーザルの日程は、次のとおりとする。ただし、第4号については、審査委員会の委員に係る日程等の都合により変更となる場合がある。

- |     |               |                |
|-----|---------------|----------------|
| (1) | 令和2年12月22日（火） | 募集要項の公開        |
| (2) | 令和3年 1月15日（金） | 参加表明書・質問書の提出期限 |
| (3) | 1月27日（水）      | 応募書類の提出期限      |
| (4) | 1月下旬以降        | 審査および契約候補者の決定  |

## 13 募集要項の公開

### (1) 公開日

第12項第1号に掲げる日

## (2) 公開および配布方法

市ホームページ上からダウンロードすること。

## 14 応募に関する要件等

### (1) 応募に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

イ 応募時において、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始または再生手続開始の申立てがなされている者など、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

ウ 本市の市税または消費税もしくは地方消費税を滞納していないこと。

エ 函館市内に主たる事務所を有する法人であること。

オ 函館市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。（同要綱別表各号中「有資格業者」とあるのは「応募者」と読み替える。）

カ 過去10年以内に、国や地方公共団体のサイト運営業務の実績を有すること。

キ 審査委員会の委員自らが主宰する、または役員もしくは顧問となっている法人でないこと。

ク 市議会議員、市長もしくは副市長または市教育委員会の委員その他市の行政委員会の委員が、取締役、執行役、監査役、理事、支配人、清算人その他これらに準ずるものである法人（本業務の受託者となることにより、本業務を含む市からの委託業務が業務の主要部分を占めることとなる法人に限る。）でないこと。

### (2) グループでの応募

複数の者がグループを組んで応募する場合は、次のとおりとする。

ア グループを構成する者（以下「構成員」という。）の中から、

代表者を定めること。

イ 応募の際は、代表者がグループ名で応募すること。

ウ 構成員全てが、前号の要件を満たす必要があること。

### (3) その他応募に関する留意事項

ア 1 法人で複数の応募はできない。

イ 1 法人が複数のグループの構成員となることはできない。

ウ 参加表明書が受理されていない者については、質問書および応募書類を提出することはできない。

## 15 参加表明書の提出

### (1) 提出期限

第12項第2号に掲げる日の午後5時までとする。

### (2) 提出方法

事務局への持参または郵送の方法による。

郵送による提出の場合、第12項第2号に掲げる日の消印は有効とする。

### (3) 提出資料

ア 参加表明書（様式1-1）

イ グループ応募に係る委任状（様式1-2）

※グループで参加する場合のみ提出が必要。

ウ 代表法人および構成員全員の概要（パンフレット等で代用可。）

※ 希望者に対しては、受付印押印のうえ写しを交付するので申し出ること。郵送により提出する場合において写しの交付を希望するときは、返信用封筒を同封すること。

## 16 質問書の提出

### (1) 提出期限

第12項第2号に掲げる日の午後5時まで

**(2) 提出方法**

事務局への持参または郵送もしくは電子メールでの送付による。

郵送による提出の場合、第12項第2号に掲げる日の消印は有効とする。電子メールでの送付における提出に係る時刻の期限は、持参の場合と同様とする。

**(3) 提出資料**

質問書（様式2）

**(4) 質問に係る留意事項**

ア 電話等口頭による質問は、原則受け付けない。

イ 質問に係る回答については、本プロポーザルに直接関係する質問に対してのみ行うものとし、全ての質問に対し回答するとは限らない。

**17 応募書類の提出**

**(1) 受付期間**

第12項第2号に掲げる日の翌日から同項第3号に掲げる日までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日は除くものとし、受付時間については、午前8時45分から午後5時までとする。

**(2) 提出方法**

事務局への持参または郵送の方法による。

郵送による提出の場合、第12項第3号に掲げる日の消印は有効とする。

**(3) 応募書類**

応募書類は、次のとおりとし、提出部数は1部とする。ただし、

アの企画提案書については、正本1部のほか、副本として8部提出するものとする。また、グループで応募する場合、イからキまでについては、構成員全員分提出するものとする。

ア 企画提案書

(ア) 「函館市公式観光情報サイト運営業務仕様書」(別紙1)および「函館市公式観光情報サイト運営業務プロポーザル企画提案書作成要領」(別紙2)により作成すること。

(イ) 令和2年度の運営業務内容については、別紙3を参照すること。

イ 誓約書(様式3)

ウ 定款

エ 役員名簿(生年月日入り)

オ 財務諸表(貸借対照表および損益計算書)  
直前2期分提出すること。

カ 登記事項証明書(商業・法人登記)

応募書類提出の日以前3か月以内に発行された履歴事項証明書に限る。

キ 納税証明書

(ア) 函館市の市税

応募書類提出の日以前1か月以内に発行されたものに限る。

(イ) 消費税および地方消費税

応募書類提出の日以前3か月以内に発行されたものに限る。

## 18 審査委員会

### (1) 委員

審査委員会の委員は、市内経済界関係者、有識者および函館市職員とする。ただし、本要項公開の日から審査委員会当日までの間において、委員の病気その他特別な事情があった場合には、委員の属性等に関し変更となる場合がある。

## (2) 審査

書類審査およびヒアリング審査を実施する。

### ア 書類審査

対象者は、全応募者とする。ただし、応募件数が2件以上5件以下の場合は省略する。

### イ ヒアリング審査

書類審査を通過した者とする。

### ウ ヒアリング審査の留意事項

(ア) 応募者1者あたり30分程度の審査とする。

(イ) 応募者1者あたり3名までの出席とする。

### エ 応募者が1件の場合の取扱い

書類審査のみの実施とし、契約候補者となり得るか否かを審査する。

### オ 応募件数が2件以上5件以下の場合の取扱い

書類審査を省略し、全応募者に対しヒアリング審査を実施する。

### カ 審査に係る留意事項

(ア) 最低基準点は、全体の6割とする。

(イ) 審査の結果、全ての応募者が最低基準点を下回った場合には、契約候補者等は選定せず、再度提案を募る場合がある。

(ウ) 応募者が1件であった場合は、審査の結果、最低基準点以上であった場合に限り、契約候補者として選定する。

### キ その他審査に係る詳細等については、別途通知する。

## (3) 審査結果

ア 審査結果は、審査終了後に通知する。

イ 応募者の評価点および順位は、公表しない。

ウ 審査結果に係る不服申立ては、一切認めない。

エ 契約候補者名および提案内容（概要）は、市ホームページで公開する。

オ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者名およ

び提案内容（概要）を市ホームページで公開する。

#### **（４）失格事項**

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

ア 提出種類の提出期間，提出場所，提出方法または記載方法等が，本要項等で定める内容に適合しない者。

イ 第１４項第１号に定める要件に合致しない者。

ウ 審査委員会の委員と接触し利害関係を有するなど，審査の公平性を阻害する行為を行った者。

エ その他本要項等に定める手続きや方法等を順守しない者。

### **19 契約**

市は，審査委員会において選定された契約候補者と詳細を協議のうえ委託契約を締結する。この場合において，提案内容の一部変更も詳細の協議に含まれる。また，契約候補者との協議が不調に終わり，契約締結に至らなかった場合には，次点者を契約候補者とみなす。

### **20 契約候補者等に係る資格の喪失**

契約候補者等として選定された者が，契約締結の前までの間に，次の事項に該当することとなった場合には，契約候補者等の地位を取り消すものとする。

ア 第１４項第１号の要件に合致しないことが判明した場合，または合致しないこととなった場合。

イ 応募書類に重大な不備または虚偽の記載があったことが判明した場合。

ウ 第１８項第４号ウの行為を行っていたことが判明した場合。

### **21 その他留意事項**

#### **（１）応募書類に係る著作権等**

ア 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」



という。)は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、市に帰属するものとする。

イ 市が、本プロポーザルに係る業務に使用する場合は、応募書類について、市が無償で複製し使用することができる。(概要の作成など必要に応じて改編することもできる。)

ウ 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものとする。

エ 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、損害を賠償するものとする。

## (2) その他

ア 応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。